

福島県除雪オペレーター育成支援事業

新たに**除雪オペレーター**の育成を検討している企業へ

免許取得費用を最大300,000円補助します！！

R7年度から20万円UP！



除雪ロータリ車



除雪グレーダ



除雪ドーザ



除雪トラック

【補助対象となる企業】

福島県建設工事等請負有資格業者名簿（土木工事又は舗装工事）に登録されている企業

【対象となるオペレーター】

満55歳以下（令和7年4月1日現在）で新たに大型自動車免許、大型特殊自動車免許を取得する方

【補助額】

- ①大型自動車免許、大型特殊自動車免許の取得費
- ②車両系建設機械運転技能講習会の受講料
→①②を併せた費用の3/4を最大30万円（1名につき）補助します。
※令和7年度より補助率1/2から3/4にUP
補助上限額を10万円から30万円にUP

【補助の対象となる経費】

○対象経費

- ①大型自動車免許、大型特殊自動車免許取得の場合
・入学金、適正検査料、技能教習料、教本代、写真代、検定料、卒業証明書交付手数料
- ②車両系建設機械運転技能講習会の場合
・受講料、テキスト代

×対象外経費

- ①大型自動車免許、大型特殊自動車免許取得の場合
・免許取得にかかる旅費及び交通費
・仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料及び技能試験料
・延長補習教習料、その他上記対象経費に含まれないもの
- ②車両系建設機械運転技能講習会の場合
・受講にかかる旅費及び交通費、その他上記対象経費に含まれないもの

【補助金交付条件】

令和8年2月27日（金）までに免許取得すること。
補助対象となったオペレーターは、県内の道路等の除雪を3年以上続けることが必要

【募集期間】

令和7年4月1日（火）～11月28日（金）

【申請方法】

下記ホームページから必要書類をダウンロードして、補助金の詳細を確認の上、最寄りの建設事務所にお申し込みください。

○道路管理課HP (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/josetsushien.html>)

【お問い合わせ】 福島県土木部道路管理課 電話 024-521-7473